

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月13日
【四半期会計期間】	第41期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	株式会社新日本科学
【英訳名】	SHIN NIPPON BIOMEDICAL LABORATORIES, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永田 良一
【本店の所在の場所】	鹿児島県鹿児島市宮之浦町2438番地
【電話番号】	099（294）3389
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理本部長 二反田 真二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区明石町8番1号
【電話番号】	03（5565）6216
【事務連絡者氏名】	総務人事部 次長 鎌田 康孝
【縦覧に供する場所】	株式会社新日本科学 東京本社 （東京都中央区明石町8番1号） 株式会社新日本科学 大阪支社 （大阪市中央区伏見町二丁目1番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第40期 第1四半期連結 累計期間	第41期 第1四半期連結 累計期間	第40期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高(千円)	3,999,085	3,682,708	17,154,051
経常損失(千円)	450,293	104,533	490,200
四半期(当期)純損失(千円)	377,793	269,208	1,152,876
四半期包括利益又は包括利益(千円)	218,044	18,279	1,297,342
純資産額(千円)	4,296,672	2,850,761	2,782,988
総資産額(千円)	32,615,419	31,020,640	32,994,908
1株当たり四半期(当期)純損失(円)	11.00	7.83	33.56
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	13.0	8.7	8.2

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第40期第1四半期連結累計期間及び第40期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。第41期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

医薬品業界におきましては、ここ数年、大手製薬企業の合併によるパイプラインの絞込みが進み、また基幹製剤の特許期限切れに関する「2010年問題」対応などのために臨床開発段階のパイプラインへの経営資源の集中投入が優先され、前臨床試験マーケットは調整期が続いておりました。しかし、最近になり創薬研究の重要性も改めて見直され、前臨床受託試験市場も回復傾向へ転じる兆しが出ております。

当社グループにおきましては、前臨床事業の米国子会社であるSNBL U.S.A., Ltd.（SNBL USA）が、FDA（米国食品医薬品局）からGLP（Good Laboratory Practice）遵守状況に対する改善指示書（Warning Letter）を平成22年8月に受領いたしました。しかし、その後、内部体制の整備に万全を期した結果、平成24年11月にはFDAから改善指示事項はすべて対応を完了したことを確認した旨の通知（Closed out Letter）を受領いたしました。今年度においてSNBL USAは、改善指示書への対応を完了するまでの過年度の受注減少や低稼働率の影響を受けているため、売上、利益ともに前期比較で減少しております。しかしながら、改善指示書への対応完了後、顧客からの問い合わせも増加しつつある中で、受注は回復基調を示してきており、米国事業の再成長を実現すべく最善を尽くしております。

一方、国内前臨床事業は、国内大手製薬企業からの依頼が活発化し、受注状況が好転しつつあります。また、為替変動による試験受託コストの競争優位性が高まってきたことから、海外からの受注強化に積極的に取り組んでおります。加えて、財務基盤の強化を行うため金融機関との連携をさらに深めてまいります。

こうした状況の中、当第1四半期連結累計期間における売上高は3,682百万円と前第1四半期連結累計期間に比べて316百万円（7.9%）の減少となりました。営業損失は514百万円（前第1四半期連結累計期間：営業損失254百万円）となり、経常損失は104百万円（前第1四半期連結累計期間：経常損失450百万円）となり、四半期純損失は269百万円（前第1四半期連結累計期間：四半期純損失377百万円）となりました。

当社グループのセグメント別の業績は次のとおりであります。

前臨床事業

国内では、複数の顧客から新たなプロジェクト開始の情報を受けており、大型試験の問い合わせ件数も順調に増加してきております。米国のSNBL USAは、再成長へ向けての助走と基礎固めの時期となり、業績回復へ向けて全力で営業活動を行っております。特に、当社グループは、霊長類を用いた研究受託に関しては、その技術力の高さや背景データの豊富さに定評があること、加えて、自家繁殖場を中国とカンボジアに有することにより高品質動物を安定的に供給できる体制を確立していること、また、動物愛護の視点からAAALACインターナショナル（国際実験動物管理公認協会）による認証を獲得したことなど、差別化戦略が主要クライアントから高い評価を得ており、受注獲得に寄与しています。

こうした状況の中で、国内前臨床事業の当連結会計年度における受注高は1,800百万円（前第1四半期連結累計期間比99.7%）と引き続き前期並みに堅調に推移しております。

そうした中で、売上高は2,227百万円と前第1四半期連結累計期間に比べて823百万円（27.0%）の減少となりました。営業損失は313百万円（前第1四半期連結累計期間：営業損失210百万円）となりました。

臨床事業

国内ではCRO事業、SMO事業ともに、稼働状況は引き続き堅調に推移をしております。そうした中で、モニターの新増員を先行させ、教育研修を強化するなど、今後に向けた体制の強化に努めております。また、SMO事業においては、顧客の試験スケジュールの影響で第2四半期以降に症例計上はずれこんでおります。一方で、米国で臨床（Phase ）事業を行っているSNBL Clinical Pharmacology Center, Inc.では、コストの合理化に取り組むと共に、営業体制の強化を行い、受注獲得に注力しております。

そうした中で、売上高は1,330百万円と前第1四半期連結累計期間に比べて388百万円（41.2%）の増加となりました。営業損失は45百万円（前第1四半期連結累計期間：営業利益82百万円）となりました。

トランスレーショナル リサーチ事業（TR事業）

経鼻投与技術

当社が独自に開発した経鼻投与技術（Nasal Delivery System: NDS）について、米国でPhase Ⅲ臨床試験を完了したグラニセトロン経鼻剤（開発コード：TRG，制吐薬）及び米国でPhase Ⅲ臨床試験を完了したゾルミトリブタン経鼻剤（開発コード：TRZ，偏頭痛薬）の臨床実績が高く評価され、国内外の複数の製薬企業が保有する化合物に応用するための技術評価試験（フィジビリティ試験）の実施が増えております。併せて、インフルエンザワクチンの注射液剤を固化して粉体で安定的に鼻から投与する新技術の研究開発に注力しております。インフルエンザ経鼻ワクチン（開発コード：TR-Flu）は、注射器が不要で室温で保管できることに加えて、感染予防効果に非常に重要である粘膜抗体（分泌型IgA）の産生を著しく高めることから鳥インフルエンザによるパンデミックを防ぐ効果が期待されており、現在、ワクチン応用に関わるフィジビリティ試験を実施しております。

このように、これまでの研究開発の実績から当社の経鼻投与基盤技術が種々の他の薬剤に対して幅広く応用できることが実証されたことにより、大手を含む国内外の複数の製薬企業が保有する化合物に応用するためのフィジビリティ試験の実施が活発化しております。いずれにおいても良好な成績を得ており、現在、複数の企業と各々技術ライセンス締結に向けた交渉を積極的に進めております。その一つとして、平成25年4月18日公表のとおり、Besins Healthcareグループ（本社：ベルギー）とプロゲステロン（注1）を対象とする粉末経鼻製剤の全世界における独占的開発権及び販売権の導入契約を締結しました。この契約により、当社は契約時締結一時金の他、開発段階等に応じたマイルストーンの支払いを受けるとともに、当該製剤の販売開始後は、製剤の売上高に応じたロイヤリティの支払いを受けることとなります。

（注1）プロゲステロン

内分泌ホルモンの一つであり、古くから婦人科領域において医薬品として使用されてきました。近年の研究により、プロゲステロンの外傷性脳損傷に対する脳保護作用が期待されております。

核酸医薬開発

ハーバード大学Gregory L Verdine教授と東京理科大学和田猛教授の核酸医薬開発における知財を技術基盤として、米国マサチューセッツ州ハーバード大学施設内にOntorii Inc.、沖縄県うるま市に株式会社キラルジェンの日米に2つの研究施設を有し、高機能核酸の実用化・事業化を進めております。昨年、米国と日本にまたがる研究機能を統括するためシンガポールにホールディング会社としてWave Life Sciences PTE. Ltd.を設立し、両拠点がよりシナジーを発揮できる体制を構築し、保有する核酸医薬の立体制御技術（キラル核酸合成技術）を用いた研究開発を推進しております。

他方、当社は、キラル核酸合成技術を用いて創製したキラル核酸アジュバントの開発にも取り組んでおります。対象となる疾患領域として、がん、アレルギー、感染症などを視野に入れ、現在、候補化合物の薬理効果と安全性の観点から絞り込みを行っている段階であります。

そうした中で、売上高は48百万円と前第1四半期連結累計期間に比べて27百万円(131.6%)の増加となりました。営業損失は128百万円（前第1四半期連結累計期間：営業損失141百万円）となりました。

（2）資産、負債、純資産の状況

当第1四半期連結累計期間における前連結会計年度末からの財政状態の変動は、以下のとおりとなりました。

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ1,974百万円（6.0%）減少し、31,020百万円となりました。流動資産につきましては、現金及び預金並びに受取手形及び売掛金が減少したことなどにより、前連結会計年度末に比べ3,191百万円（22.0%）減少して11,298百万円となりました。固定資産につきましては、有形固定資産が増加したことなどにより前連結会計年度末に比べ1,217百万円（6.6%）増加して19,722百万円となりました。

負債は、前連結会計年度末に比べ2,042百万円（6.8%）減少し、28,169百万円となりました。流動負債につきましては、短期借入金が増加しましたが、未払法人税等並びにその他流動負債が減少したことなどにより前連結会計年度末に比べ624百万円（3.8%）減少して16,010百万円となりました。固定負債につきましては、長期借入金が増加したことなどにより前連結会計年度末に比べ1,417百万円（10.4%）減少して12,159百万円となりました。

純資産は、四半期純損失を計上しましたが、為替換算調整勘定並びに新株予約権の増加などにより、前連結会計年度末に比べ67百万円（2.4%）増加し、2,850百万円となりました。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

（4）研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、163,074千円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	137,376,000
計	137,376,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	34,344,000	37,144,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	34,344,000	37,144,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株式会社新日本科学第1回新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)

決議年月日	平成25年5月22日
新株予約権の数(個)	101
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,656,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,937(注)3、4
新株予約権の行使期間	自平成25年6月11日 至平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	(注)5
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は5,656,000株、交付株式数((注)2(1)に定義する。)は、56,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額)が修正されても変化しない(ただし、(注)2に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
- (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準
本新株予約権の行使価額は、平成25年6月12日以降、本新株予約権の各行使請求が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求が行われた日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該行使請求が行われた日以降、当該金額に修正される。
- (3) 行使価額の修正頻度
行使の際に上記(2)に記載の条件に該当する都度、修正される。

- (4) 行使価額の下限
本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日の東証終値の75%に相当する1,320円である((注)3(1)を参照)。
- (5) 交付株式数の上限
本新株予約権の目的となる株式の総数は5,656,000株(発行済株式総数に対する割合は16.4%)、交付株式数は56,000株で確定している。
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本項(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)
7,551,972,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
- (7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、(注)6を参照)。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式5,656,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は、56,000株とする。)。ただし、本項(2)乃至(5)により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が(注)4の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる(注)4(2)及び(4)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、(注)4(2)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

3. 行使価額の修正

- (1) 平成25年6月12日(以下「行使価額修正開始日」という。)以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が1,320円(ただし、(注)4(1)乃至(4)による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (2) 前号により行使価額が修正される場合には、当社は、かかる払い込みの際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項(2)に掲げる各事由により、当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価（本項(3)に定義する、以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする、以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項(3)に定義する、以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本項(2)又は(3)による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項(3)に定義する、以下同じ。）が、()上記交付の直前の既発行普通株式数（本項(3)に定義する、以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本項(2)の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本項(2)において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項(2)又は(4)と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

()当該取得請求権付株式等に関し、本項(2)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本項(2)の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

()当該取得請求権付株式等に関し、本項(2)又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本項(2)乃至の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に公布された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

本項(2)乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項(2)乃至の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。行使価額調整式及び本項(2)において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項(2)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項(2)において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項(2)又は(4)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項(2)において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項(2)における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

本項(2)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項(2)においては) 当該行使価額の調整前に、本項(2)又は(4)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項(2)においては) 当該行使価額の調整前に、本項(2)又は(4)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- (4) 本項(2)で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が(注)3に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項(1)乃至(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項(2)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の取得条項に関する事項

- (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後15日を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄もしくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日の翌銀行営業日に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

7. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、所有者との間で、以下の内容を含む本買取契約を締結いたしました。

- (1) 当社は、平成25年6月12日以降、平成28年5月10日までの間において、資金調達のために必要な場合には、所有者が本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定(以下「行使指定」という。)することができ、この指定を行った場合には、当社は、行使指定を決定した日(以下「行使指定日」という。)に、行使指定を行う旨、所有者が行使すべき本新株予約権の数及び行使指定を行う時点において当社が金融商品取引法第166条第2項に定める重要事実又は金融商品取引法第167条第2項に定める公開買付け等の実施もしくは公開買付け等の中止に関する事実のうち未公表のもの(以下「未公表の重要事実」という。)を保有していないことを所有者に通知するとともに、行使指定を行った旨をTDnet(又はその承継システム、以下同様とする。)により開示するものとする。ただし、当社は、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、行使指定の前取引日までの20取引日又は60取引日の東証における当社普通株式の普通取引の1日当たり平均売買高の最も少ないものに3を乗じて得られる数と3,434,400株(ただし、当社が発行会社の議決権付株式の併合、分割もしくは当社の株主に対し発行会社の議決権付株式の無償割当てをする場合は、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての割合に応じて減少又は増加するものとする。)のいずれか小さい方を超えないように、行使すべき本新株予約権の数を指定するものとする。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社は、以下に定める場合又は以下に定める日においては、同項に基づく本新株予約権の行使指定の決定を行わないものとする。

当社が、当社又はその子会社に関する未公表の重要事実を認識している場合(ただし、発行会社又はその子会社の決定に係る事実については、第166条第2項第1号柱書に規定される行為に相当する行為が行われている場合に限る。)

当該行使指定日が、前回の行使指定日から20取引日以上経過していない場合

行使指定日における当社普通株式の普通取引の終値が本新株予約権の下限行使価額(注)3(1)に定義する。)の120%に相当する金額を下回る場合

当社普通株式の株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日

当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し(ストップ高)又は下限に達した(ストップ安)まま終了した日

8. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
所有者は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わないものとする。
9. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、株式会社永田コーポレーションは、その保有する当社普通株式について所有者への貸株を行っている。
10. その他投資者の保護を図るため必要な事項
所有者には、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。ただし、所有者が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日		34,344,000		5,391,050		6,073,450

(注) 平成25年7月23日から平成25年7月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,800,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,911,160千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 34,341,600	343,416	-
単元未満株式	普通株式 2,200	-	-
発行済株式総数	34,344,000	-	-
総株主の議決権	-	343,416	-

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社新日本科学	鹿児島県鹿児島市 宮之浦町2438番地	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の保有自己株式数は266株であります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,786,989	4,096,632
受取手形及び売掛金	2,482,806	1,929,682
たな卸資産	4,451,701	4,519,054
その他	831,051	804,357
貸倒引当金	63,054	51,569
流動資産合計	14,489,493	11,298,157
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	12,031,739	12,415,721
土地	3,299,438	3,342,690
その他(純額)	1,766,123	2,266,272
有形固定資産合計	17,097,300	18,024,684
無形固定資産	101,683	104,267
投資その他の資産		
投資その他の資産	1,432,356	1,719,458
貸倒引当金	125,926	125,926
投資その他の資産合計	1,306,430	1,593,531
固定資産合計	18,505,414	19,722,483
資産合計	32,994,908	31,020,640

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	105,192	29,800
短期借入金	9,238,199	9,754,242
未払法人税等	623,134	28,836
前受金	4,356,787	4,433,748
事業整理損失引当金	16,173	17,460
その他	2,295,409	1,746,551
流動負債合計	16,634,898	16,010,639
固定負債		
社債	50,000	50,000
長期借入金	13,026,505	11,543,683
リース債務	404,972	444,595
その他	95,542	120,960
固定負債合計	13,577,021	12,159,238
負債合計	30,211,919	28,169,878
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,391,050	5,391,050
資本剰余金	6,073,450	6,073,450
利益剰余金	5,446,638	5,715,846
自己株式	136	136
株主資本合計	6,017,725	5,748,516
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	107,911	88,921
為替換算調整勘定	3,410,827	3,142,065
その他の包括利益累計額合計	3,302,915	3,053,143
新株予約権	-	86,052
少数株主持分	68,178	69,335
純資産合計	2,782,988	2,850,761
負債純資産合計	32,994,908	31,020,640

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	3,999,085	3,682,708
売上原価	2,770,356	2,641,158
売上総利益	1,228,729	1,041,549
販売費及び一般管理費	1,483,688	1,555,730
営業損失()	254,959	514,180
営業外収益		
受取利息	1,781	195
受取配当金	4,965	5,712
為替差益	-	442,751
施設利用料収入	78,086	-
その他	50,739	52,732
営業外収益合計	135,572	501,391
営業外費用		
支払利息	73,271	76,841
為替差損	257,635	-
その他	-	14,903
営業外費用合計	330,906	91,744
経常損失()	450,293	104,533
特別利益		
固定資産売却益	465	1,446
特別利益合計	465	1,446
特別損失		
固定資産除却損	1,577	530
投資有価証券評価損	2,811	1,039
特別損失合計	4,388	1,569
税金等調整前四半期純損失()	454,216	104,657
法人税、住民税及び事業税	38,127	10,608
法人税等調整額	109,877	157,539
法人税等合計	71,749	168,147
少数株主損益調整前四半期純損失()	382,466	272,804
少数株主損失()	4,673	3,596
四半期純損失()	377,793	269,208

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	382,466	272,804
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	18,349	18,989
為替換算調整勘定	618,889	273,523
持分法適用会社に対する持分相当額	28	7
その他の包括利益合計	600,511	254,525
四半期包括利益	218,044	18,279
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	219,409	19,436
少数株主に係る四半期包括利益	1,365	1,157

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
減価償却費	338,737千円	316,790千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	前臨床 事業	臨床 事業	トランス レーショナル リサーチ事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	3,031,929	941,902	21,132	3,994,964	4,121	3,999,085	-	3,999,085
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	19,359	-	-	19,359	44,259	63,619	63,619	-
計	3,051,288	941,902	21,132	4,014,323	48,381	4,062,704	63,619	3,999,085
セグメント利益 又は損失()	210,769	82,902	141,079	268,946	14,226	283,173	28,214	254,959

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、欧州における情報収集、環境装置事業、宿泊施設運営及び不動産事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額28,214千円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整をおこなっております。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	前臨床 事業	臨床 事業	トランス レーショナル リサーチ事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	2,219,664	1,330,127	48,935	3,598,726	83,981	3,682,708	-	3,682,708
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	8,130	-	-	8,130	28,028	36,158	36,158	-
計	2,227,794	1,330,127	48,935	3,606,856	112,009	3,718,866	36,158	3,682,708
セグメント利益 又は損失()	313,137	45,528	128,830	487,496	51,092	538,589	24,408	514,180

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、欧州における情報収集、環境装置事業、宿泊施設運営及び不動産事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額24,408千円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整をおこなっております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	11円00銭	7円83銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	377,793	269,208
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	377,793	269,208
普通株式の期中平均株式数(千株)	34,343	34,343
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	平成25年5月22日の取締役会決議に基づく第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権(目的となる株式の数5,656,000株) なお、この概要は「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

- (注) 1. 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(行使価額修正条項付第1回新株予約権の行使による増資)

平成25年7月23日から平成25年7月30日までに行使価額修正条項付第1回新株予約権の一部(50個)について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりであります。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 発行した株式の種類及び株式数 | 普通株式 2,800,000株 |
| (2) 増加した資本金 | 1,911,160千円 |
| (3) 増加した資本準備金 | 1,911,160千円 |

これにより、平成25年7月30日現在の普通株式の発行済株式総数は37,144,000株、資本金は7,302,210千円、資本準備金は7,984,610千円となりました。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月13日

株式会社新日本科学
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	筆野 力	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂井 知倫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金子 靖	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社新日本科学の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新日本科学及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成25年7月23日から平成25年7月30日までに行使価額修正条項付第1回新株予約権の一部について権利行使がなされている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。